

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年6月16日(2011.6.16)

【公表番号】特表2010-526036(P2010-526036A)

【公表日】平成22年7月29日(2010.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2010-030

【出願番号】特願2010-504545(P2010-504545)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/18	(2006.01)
A 6 1 K	36/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/22	(2006.01)
A 6 1 P	25/24	(2006.01)
A 6 1 P	25/20	(2006.01)
A 6 1 P	15/10	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	25/32	(2006.01)
A 6 1 P	25/34	(2006.01)
A 6 1 P	25/36	(2006.01)
A 6 1 P	25/06	(2006.01)
A 2 3 L	1/30	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/78	C
A 6 1 K	35/78	X
A 6 1 P	25/22	
A 6 1 P	25/24	
A 6 1 P	25/20	
A 6 1 P	15/10	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	25/28	
A 6 1 P	25/32	
A 6 1 P	25/34	
A 6 1 P	25/36	
A 6 1 P	25/06	
A 2 3 L	1/30	B

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月20日(2011.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情動不安の治療又は予防に使用するための、25重量%超のポリフェノール含量を有する、発酵させていないか又は3日以内発酵させた未脱脂カカオ豆の抽出によって得られるカカオ抽出物。

【請求項2】

少なくとも 30 重量 % のポリフェノール含量を有する、請求項 1 に記載の抽出物。

【請求項 3】

30 から 70 重量 % のポリフェノール含量を有する、請求項 1 に記載の抽出物。

【請求項 4】

少なくとも 5 重量 % のテオブロミン含量を有する、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の抽出物。

【請求項 5】

5 重量 % 未満のテオブロミン含量を有する、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の抽出物。

【請求項 6】

前記疾患はいかなる診断された臨床的鬱病又は不安神経症にも関連しない、請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の抽出物

【請求項 7】

力カオ豆の溶媒抽出によって得られる、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の抽出物。

【請求項 8】

溶媒が、炭素数が 1 ~ 6 のアルコール又はケトン、及びそれらの混合物、またはそれらと水との混合物から選択される、請求項 7 に記載の抽出物。

【請求項 9】

溶媒が、エタノール、アセトン、2 - ブタノール、2 - プロパノール、及びそれらの混合物、またはそれらと水との混合物から選択される、請求項 7 に記載の抽出物。

【請求項 10】

2 重量 % 未満のフェニルエチルアミンを含む、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の抽出物。

【請求項 11】

0 . 1 から 10 重量 % の力カオ脂を含む、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の抽出物。

【請求項 12】

0 . 2 から 5 重量 % の力カオ脂を含む、請求項 11 に記載の抽出物。

【請求項 13】

力カオ脂が非トリグリセリド脂質である、請求項 11 又は 12 に記載の抽出物。

【請求項 14】

( i ) 35 から 70 重量 % の力カオポリフェノール、

( i i ) 1 から 10 重量 % のキサンチン、

( i i i ) 2 重量 % 未満のフェニルエチルアミン、及び

( i v ) 0 . 1 から 10 重量 % の力カオ脂を含む、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の抽出物。

【請求項 15】

15 から 40 重量 % のタンパク質を含む、請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の抽出物。

【請求項 16】

2 から 12 重量 % の糖を含む、請求項 1 ~ 15 のいずれか一項に記載の抽出物。

【請求項 17】

食品又は菓子製品の一部として提供される、請求項 1 ~ 16 のいずれか一項に記載の抽出物。

【請求項 18】

医薬組成物又はサプリメントとして提供される、請求項 1 ~ 17 のいずれか一項に記載の抽出物。

【請求項 19】

情動不安の治療又は予防に使用するための薬剤の製造における、25 重量 % 超のポリフェノール含量を有する、発酵させていないか又は 3 日以内発酵させた未脱脂力カオ豆の抽

出によって得られるカカオ抽出物の使用。

【請求項 20】

前記抽出物が少なくとも 30 重量 % のポリフェノール含量を有する、請求項 19 に記載の使用。。

【請求項 21】

前記抽出物が請求項 2 から 19 のいずれか一項に定義された抽出物である、請求項 19 に記載の使用。。